

核燃料物質の使用等に関する規則等の一部改正について（案）

—飛散し又は漏えいするおそれのあるプルトニウム等の使用に係る措置—

平成30年2月21日

原子力規制委員会

1. 経緯

平成29年10月25日第46回原子力規制委員会において、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（北地区）燃料研究棟における核燃料物質の飛散による作業員の被ばく事故を踏まえ、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下「使用規則」という。）及び使用施設等における保安規定の審査基準（原規研発第1311275号。以下「審査基準」という。）を改正し、非密封プルトニウムを気密設備で取り扱うこと等を明確化する方針が示された。

これを踏まえ、飛散し又は漏えいするおそれのあるプルトニウム等を使用する場合はセル等の気密設備を用いることを明確にする使用規則等の改正案を、平成29年12月27日の第57回原子力規制委員会において示し、以下のとおり30日間の意見募集を行った。

2. 意見募集の実施状況

意見募集対象（2件）

- 1) 核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正（案）に対する意見募集（行政手続法に基づく意見募集）
- 2) 使用施設等における保安規定の審査基準の一部改正（案）に対する意見募集（任意の意見募集）

実施状況

- 1) 意見募集の期間：平成29年12月28日～平成30年1月26日
- 2) 意見募集の方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、FAX
- 3) 御意見数：11件（2通）
- 4) このほか、意見募集手続を通じ、意見募集対象への御意見ではないもの22通（教育制度改革等に係るもの）が寄せられた。

御意見に関する考え方については、別紙1-1及び別紙1-2のとおり。

3. 今後の対応について

上記を踏まえ、以下について委員会決定をお願いしたい。

- ① 核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する規則（別紙2-1）

② 使用施設等における保安規定の審査基準（別紙２－２）

使用規則は、委員会決定後、速やかに官報掲載手続を行い公布することとし、公布の日に施行する。審査基準は、委員会決定の日に施行する。

[別紙及び参考]

別紙１－１ 核燃料物質の使用等に関する規則等の一部改正案についての御意見とそれに関する考え方

別紙１－２ 核燃料物質の使用等に関する規則等の一部改正案に対する直接の御意見ではないが関連するものへの考え方

別紙２－１ 核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する規則

別紙２－２ 使用施設等における保安規定の審査基準の一部改正について

参考１ 核燃料物質の使用等に関する規則等の一部改正案に対する意見募集の実施について（案）—飛散し又は漏えいするおそれのあるプルトニウム等の使用に係る措置—（平成２９年１２月２７日原子力規制委員会資料２抜粋）

※資料中の赤字部分は、意見募集における案からの変更箇所を示す。

核燃料物質の使用等に関する規則等の一部改正案
 についての御意見とそれに関する考え方

No.	御意見等（原文）	考え方
1	規則新旧対象条文（核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正に関する表）の改正後欄の第2条の5の傍線の太さが一部異なっていることには、どのような意義があるのですか？	傍線の太さに特段の意味はありません。御確認される環境により太さが異なって見える場合があります。
2	規則新旧対象条文（核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正に関する表）の改正後欄の第2条の11の6の第1の2号の柱書では、セル等の内部で使用する旨を明示的に規定する必要があると思えます。	本改正の主旨は、非密封のプルトリウムをセル等の気密設備で取り扱うことを明確化することです。セル等は気密設備であり、セル等を用いるとすれば、気密性の担保された内部で使用することは自明であることから、原案のとおりとします。
3	規則新旧対象条文（核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正に関する表）の改正後欄の第2条の11の6の第1の2号のイの「飛散し又は漏えいするおそれがない場合」とは、「密封されている場合」という意味ですか？	「飛散し又は漏えいするおそれがない場合」とは、密封されているもの、塊状のもの、金属状のものを想定しています。なお、これらのものについては核燃料物質の使用の許可申請における個別審査の中で、核燃料物質の使用方法、物理的性状等の状況を確認します。
4	規則新旧対象条文（核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正に関する表）の改正後欄の第2条の11の6の第1の2号のロの「使用するプルトリウム等」について：同イと同様に「プルトリウム等」と規定しないのは、なぜですか？	核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下「使用規則」という。）第2条の11の6第1の2号の柱書きにおいて、プルトリウム等を使用する場合として明記していることから、御意見を踏まえて、同号ロに規定する「使用するプルトリウム等」を「プルトリウム等」に修正します。

No.	御意見等（原文）	考え方
5	<p>規則新旧対象条文（核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正に関する表）の改正後欄の第2条の11の6の第1の2号の口の「三十七メバケレル」はセル等ごとの数値ですか？それとも事業所全体での数値ですか？</p>	<p>セル等の気密設備外にある作業場所（換気フード、室）において使用するプルトニウム等の数量です。</p>
6	<p>参考のために、原子力規制委員会のホームページの「核燃料物質使用許可申請等の手続きについて」 https://www.nsr.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyounenryou/shiyou12.htmlの「関係法令及び内規」の「核燃料物質等の使用に関する規則」 http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=332M50000002084#610を閲覧したところ、第二条の十一の六の記載がありませんが、なぜですか？</p>	<p>使用規則第2条の11の6の規定は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（平成29年原子力規制委員会規則第8号。以下「整備規則」という。）により加わったものです。 原子力規制委員会のホームページに掲載する使用規則が、意見募集時は手続きの遅れから整備規則の反映前のものとなっていました。現在は整備規則を踏まえた現時点の使用規則を掲載しています。</p>
7	<p>審査基準新旧対照条文（別紙2）の1ページの改正前欄の1行目「はじめに」の次の空白行の記載が洩れています。（今回の改正内容は空白行の削除？）</p>	<p>新旧対照表における改正部分は下線部分のため、空白行の削除を意図しているものではありませんが、使用施設等における保安規定の審査基準（原規研発第1311275号。以下「審査基準」という。）と合わせ、空白行を新旧対象表に反映します。</p>
8	<p>審査基準新旧対照条文（別紙2）の2ページの改正後欄と改正前欄の最下行「予防措置」は、「予防処置」の誤記では？</p>	<p>御意見のとおり、「予防措置」は「予防処置」の誤記であるため、訂正します。</p>

No.	御意見等（原文）	考え方
9	<p>審査基準の改正内容は原子炉等規制法の改正に伴うものがあるため、当該法改正と本審査基準改正との両者の施行日を同一とする必要があると思います。</p>	<p>御指摘の審査基準の改正は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）の改正内容のうち、第1条の改正に伴うものであり、同条は昨年7月に施行されていることから、審査基準は公布の日に行います。</p>
10	<p>関連資料「改正の概要（平成29年12月27日第57回原子力規制委員会 資料2）」の2.(1)の※2に引用されている「JIS Z4808-2002」には、当該下限値（三十七メガベクレル）についての記載が見当たりません。 （なお、高度情報科学技術研究機構が公表している原子力百科辞典の「フード・グローブボックス」の項には、GBの取扱い可能な放射能レベルは、「37MBq」に「操作に応じた修正係数」を乗じたものである旨の記載があり。）</p>	<p>使用放射エネルギーの下限値については、JIS Z4808-2002 解説表1に記載されています。 また、本改正により「三十七メガベクレル」という数量を使用規則第2条の11の6第1の2号で規定していますが、当該数量をもって、いかなる場合においても安全であることを示すものではなく、核燃料物質の使用の許可申請における個別審査の中で、核燃料物質の使用方法、物理的性状等の状況を確認します。</p>

核燃料物質の使用等に関する規則等の一部改正案に対する直接の御意見ではないが
関連するものへの考え方

No.	御意見等 (原文)	考え方
1	<p>プルトニウムは、何グラム以上もっていれば、規制対象となるのか。規制対象とならないプルトニウムの質量の下限値はあるのか。環境中にも食品にもほんのほんの僅かだがプルトニウムが含まれているが、食品販売者は核燃料物質の使用者と異なりますか。福島で汚染された土を受け入れている地方公共団体や研究機関等は、核燃料物質の使用となりますか。数量に関わらず使用の許可を必要とする核燃料物質が法令で示されていますが、法令等に基づき上記の食品販売者などを使用の許可の対象としない根拠はありますか。改正しなくともよいのですか。</p>	<p>プルトニウムについては数量に関係なく、核燃料物質の使用の許可が必要となります。 なお、自然界には大気圏核実験による放射性降下物等の由来のプルトニウムが極微量含まれますが、それだけでは利用にはあたらないため、それらについては核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)の規制の対象にはなりません。</p>

○原子力規制委員会規則第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十五条の二第二項及び第五十六条の三第一項の規定に基づき、核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する規則

核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）の一部を別表により改正する。この場合において、同表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二 条項番号その他の標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

※官報掲載時は【別表】の体裁による新旧対照表を挿入

別表 核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(工事の技術上の基準) 第二条の五 法第五十五条の二第二項に規定する工事の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 使用施設等は、次に掲げるところにより、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設すること。</p> <p>「イ」ホ 略 へ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質(以下「プルトニウム等」という。)を使用し、貯蔵し、又は廃棄(保管廃棄を除く。)する室並びに核燃料物質による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。 「ト・チ 略」 「二」三十六 略」</p> <p>(核燃料物質の使用) 第二条の十一の六 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、次の各号に掲げる核燃料物質の使用に関する措置を採らなければならない。ただし、原子力規制委員会の定める使用者については、第三号及び第六号の規定は、適用しない。</p> <p>一 「略」 一の二 プルトニウム等を使用する場合は、次に掲げる場合を除き、セル等を用いること。 イ プルトニウム等が飛散し又は漏えいするおそれがない場合 ロ 使用するプルトニウム等の数量が三十七メガベクレル以下の場合 「二」六 略」</p>	<p>(工事の技術上の基準) 第二条の五 法第五十五条の二第二項に規定する工事の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 使用施設等は、次に掲げるところにより、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設すること。</p> <p>「イ」ホ 同上 へ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質を使用し、貯蔵し、又は廃棄(保管廃棄を除く。)する室並びに核燃料物質による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。 「ト・チ 同上」 「二」三十六 同上」</p> <p>(核燃料物質の使用) 第二条の十一の六 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、次の各号に掲げる核燃料物質の使用に関する措置を採らなければならない。ただし、原子力規制委員会の定める使用者については、第三号及び第六号の規定は、適用しない。</p> <p>一 「同上」 「号を加える。」 「二」六 同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(案)

改正 平成 年 月 日 原規規発第 号 原子力規制委員会決定

使用施設等における保安規定の審査基準（原規研発第 1311275 号）の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

原子力規制委員会

使用施設等における保安規定の審査基準の一部改正について

使用施設等における保安規定の審査基準を別添新旧対照表のように改正する。

附 則

この規程は、平成 30 年 月 日より施行する。

○使用施設等における保安規定の審査基準（原規研発第 1311275 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>はじめに</p> <p>核燃料物質の使用者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 57 条第 1 項の規定に基づき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号。以下「令」という。）第 4 条に規定する核燃料物質を使用しようとする場合、工場又は事業所ごとに保安規定を定め、原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</p> <p>（略）</p> <p>保安規定の認可申請書を受理した原子力規制委員会は、核燃料物質の使用者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第 57 条第 2 項に定める認可要件である「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でない」と認められないことを確認するための審査を行うこととしている。</p> <p>（略）</p> <p><u>使用規則第 2 条の 1 2 第 1 項第 4 号</u> 管理区域及び周辺監視区域の設定等</p> <p>○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。</p> <p>1. 管理区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。</p> <p>ここで、措置とは、使用規則第 2 条の 1 1 の 3 第 1 号及び第 2 条の 1 の 5 第 1 号に掲げられた措置をいう。</p>	<p>はじめに</p> <p>核燃料物質の使用者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 56 条の 3 第 1 項の規定に基づき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号。以下「令」という。）第 4 条に規定する核燃料物質を使用しようとする場合、工場又は事業所ごとに保安規定を定め、原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</p> <p>（略）</p> <p>保安規定の認可申請書を受理した原子力規制委員会は、核燃料物質の使用者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第 56 条の 3 第 2 項に定める認可要件である「核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でない」と認められないことを確認するための審査を行うこととしている。</p> <p>（略）</p> <p><u>使用規則第 2 条の 1 2 第 1 項第 4 号</u> 管理区域及び周辺監視区域の設定等</p> <p>○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。</p> <p>1. 管理区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。</p> <p>ここで、措置とは、使用規則第 3 条第 4 号及び第 7 号（使用規則第 3 条の 2 で準用する場合及び使用規則第 4 条で準用する場合を含む。）<u>）</u>に掲げられた措置をいう。</p>

改正後	改正前
<p>2. 周辺監視区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。 ここで、措置とは、使用規則第2条の11の3第2号及び第2条の11の5第1号に掲げられた措置をいう。</p> <p>(略)</p> <p>使用規則第2条の12第1項第14号 品質保証(保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。)</p> <p>○ 本事項については、品質保証を導入して保安のために必要な措置を体系的に実施する旨を明記した上で、以下の事項が明記されていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. 品質保証を行う者の組織及び職務に関すること。 品質保証に係る組織及び職務に関することについては、使用規則第2条の12第1項第1号(使用施設等の管理を行う者の職務及び組織に関すること。)と関連づけて明記されていること。 (1)～(4) (略) 3. 品質保証計画に基づく品質保証活動の実施(保安に関し必要な個々の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む。)、評価(監査を含む。)及び品質保証計画の継続的な改善に関すること。 (1)～(3) (略) (4) 品質保証計画の継続的な改善 	<p>2. 周辺監視区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。 ここで、措置とは、使用規則第3条第5号及び第7号(使用規則第3条の2で準用する場合及び使用規則第4条で準用する場合を含む。)に掲げられた措置をいう。</p> <p>(略)</p> <p>使用規則第2条の12第1項第14号 品質保証(保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。)</p> <p>○ 本事項については、品質保証を導入して保安のために必要な措置を体系的に実施する旨を明記した上で、以下の事項が明記されていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. 品質保証を行う者の組織及び職務に関すること。 品質保証に係る組織及び職務に関することについては、使用規則第2条の12第1号(使用施設等の管理を行う者の職務及び組織に関すること。)と関連づけて明記されていること。 (1)～(4) (略) 3. 品質保証計画に基づく品質保証活動の実施(保安に関し必要な個々の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む。)、評価(監査を含む。)及び品質保証計画の継続的な改善に関すること。 (1)～(3) (略) (4) 品質保証計画の継続的な改善

改正後	改正前
<p>① (略)</p> <p>② 予防処置 以下の事項を含む取り決め及び手順に関すること。 ア)～オ) (略)</p> <p>カ)他の組織から得られた核燃料物質の使用等に係る技術情報について、自らの使用施設等の保安の向上にいかすための措置が定められていること。</p> <p>(略)</p> <p>使用規則第2条の12第1項第15号 その他必要な事項 (略)</p> <p>○ 核燃料物質の使用者が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害を防止するため、保安活動を原子炉等規制法第57条第1項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。 (略)</p>	<p>① (略)</p> <p>② 予防処置 以下の事項を含む取り決め及び手順に関すること。 ア)～オ) (略) (新設)</p> <p>(略)</p> <p>使用規則第2条の12第1項第15号 その他必要な事項 (略)</p> <p>○ 核燃料物質の使用者が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害を防止するため、保安活動を原子炉等規制法第56条の3第1項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。 (略)</p>

核燃料物質の使用等に関する規則等の一部改正案 に対する意見募集の実施について (案)

—飛散し又は漏えいするおそれのあるプルトニウム等の使用に係る措置—

平成 29 年 12 月 27 日
原 子 力 規 制 庁

1. 概要

平成 29 年 10 月 25 日第 46 回原子力規制委員会において、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（北地区）燃料研究棟における核燃料物質の飛散による作業員の被ばく事故を踏まえ、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 84 号。以下「使用規則」という。）及び使用施設等における保安規定の審査基準（原規研発第 1311275 号。以下「審査基準」という。）を改正し、非密封プルトニウムを気密設備で取り扱うこと等を明確化する方針が示された。

今般、別紙 1、2 に示す使用規則等の改正案を作成したので、これらに対する意見募集を行うこととしたい。

2. 意見募集の対象とする使用規則等の改正案の概要

(1) 使用規則の改正案（別紙 1）

使用者は、飛散し又は漏えいするおそれのあるプルトニウム等を使用する場合はセル等^{※1}を用いることを明確にする。

ただし、事業者におけるプルトニウムの使用実態を調査した結果を踏まえ、使用するプルトニウム等の数量が、三十七メガベクレル^{※2}以下の場合を除外する。

※1 セル、グローブボックスその他の気密設備

※2 JIS Z4808-2002「放射性物質取扱作業用グローブボックス」に記載されているグローブボックスの使用放射エネルギーの下限值

(2) 審査基準の改正案（別紙 2）

使用者の保安規定において、他の組織から得られた核燃料物質の使用等に係る技術情報について、自らの使用施設等の保安の向上にいかず措置を定めることを求める。

3. 施行期日

上記2（1）、（2）については、公布の日から施行する。

4. 今後の予定

- | | |
|-------------|--|
| ・意見募集の実施 | 平成29年12月28日（予定）から
平成30年1月26日までの30日間（予定） |
| ・原子力規制委員会決定 | 平成30年2月上旬（予定） |
| ・公布（官報公布） | 上記委員会決定後速やかに行う。 |
| ・施行 | 公布の日施行する。 |

<資料一覧>

別紙1（意見募集の対象）

核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正案 新旧対照表

別紙2（意見募集の対象）

使用施設等における保安規定の審査基準の一部改正案 新旧対照表

別紙3 非密封プルトニウム使用実態調査

参考1 新旧対照表の読み方について